各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

## 輸入鹿肉等の取扱いについて

標記については、平成14年10月2日付け食監発第1002002号、平成28年4月8日付け生食輸発0408第1号及び平成30年4月13日付け薬生食輸発0413第3号により取り扱っているところです。

今般、スウェーデンにおいて伝達性海綿状脳症である慢性消耗性疾患(Chronic Wasting Disease: CWD)のヘラジカでの発生が確認されたとの情報を入手しました。

つきましては、スウェーデンからのシカ科動物 (トナカイ、ヘラジカ等を含む。)の肉 (内臓、骨等を含む。)及びその加工品について、輸入を行わないよう関係事業者への指導方よろしくお願いします。

(参考) これまでに CWD の発生に伴いシカ科動物の肉及びその加工品の輸入を行わないように指導している国は以下のとおり。

米国、カナダ、韓国、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン